

ポートアイランド（第2期）市民農園の整備業務仕様書

1. 総則

- (1) 本仕様書は、「ポートアイランド（第2期）市民農園の整備業務」（以下、「本業務」という）に適用する。
- (2) 本業務は、神戸市契約規則、業務委託契約約款、本仕様書に基づく他、関係法令を遵守し、本市の指示に従って実施しなければならない。
- (3) 本業務は、ポートアイランド（第2期）市民農園（以下、「市民農園」という）の整備を行うものである。
- (4) 受託者は、業務委託契約締結後直ちに、業務委託契約約款及び本仕様書に定める書類等の提出を行うこと。
- (5) 受託者は、業務終了後速やかに本市に業務報告を行い、検査を受けるものとする。
また、業務を実施するにあたり、本市と連絡を密に行い、実施状況の報告を行うこと。

2. 委託内容

(1) 委託範囲

神戸市中央区港島南町6丁目10番1の一部（別紙位置図参照）

面積：約7,000 m²

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

※委託契約の期間は企画提案書に基づき本市と協議のうえ決定するものとする。

(3) 委託内容

市民農園の整備

利用者が快適に利用できるように、整然かつ景観に配慮した施設計画や良質な耕土（土質・水はけなど）による農園整備を行うこと。

(園内の機能)

ア. 貸し農園施設

利用者ニーズに応じた区画面積の異なる貸し農園を100～150区画程度整備すること。

なお、区画ごとに土留めを行い、土が共用通路等に流出しないようにすること。

想定面積：約3,500 m²（貸し農園内の通路含む）

イ. 収穫体験施設

利用者が年間を通じて様々な農作物を収穫体験できるよう施設整備を行うこと。

想定面積：約2,000 m²

ウ. その他共用部

管理棟、農耕具・肥料等の備品倉庫、共用通路、トイレ、水洗い場等の管理運営に必要な施設整備を行うこと（農耕具等の備品含む）。なお、トイレについては、市民農園利用者だけでなく、周辺の芝生広場等でのイベント時にも利用できるよう敷地南西側に配置すること。

想定面積：約1,500 m²

エ. その他

当該事業地西側にアート作品の設置をするため、景観等に配慮してください。

3. 提出資料

- ・施設全体の配置図、各施設の完成図（平面図、断面図等）・仕様諸元など
 - ・インフラ施設の配置図
 - ・法令手続きに伴う各種申請書類（建築確認申請、屋外広告物の許可申請など）
- ※電子データでも提出すること。

4. 整備作業体制

- (1) 受託者は、本業務の履行にかかる業務責任者を1名選任し、その氏名連絡先その他必要な事項を書面により本市担当者に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者とは本業務の履行にかかる責任者であり、本業務を統括し、その運営取締、作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、本市担当者との連絡を密にし、本作業にかかる履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等を、原則として、書面をもって行うものとする。
- (4) 業務責任者は、各種管理機材や資材等の使用方法について習熟したものを配置すること。資格や免許が必要な場合は、有資格者等を配してこれに行わせること。
- (5) 本市担当者が受託者に対し、業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、原則として業務責任者に対して行うものとする。

5. 管理機材・消耗品等

本業務に必要な管理機材及び資材は全て受託者により用意すること。

6. 報告及び打合せ

- (1) 受託者は整備着手前に業務計画・作業工程表を作成し、本市担当者に提出すること。
- (2) 進捗状況を適宜提出・報告すること。
- (3) 業務内容について、本市担当者と適宜打ち合わせを行うこと。

7. その他

- (1) 業務の実施にあたり、本仕様書に明示していない事項でも、当然処理を必要とするときには、本市と協議のうえ、実施すること。
- (2) 受託者の故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (3) その他、本仕様書に記載のない詳細な事項及び疑義がある場合は、本市と協議を行うこと。